



2013/3/5 排出クレジットに関する会計・税務論点調査研究委員会(第3回)

# ＜東京都総量削減義務と排出量取引制度＞ 取引制度の仕組みと現状



東京都環境局

# 目次

1. 制度の概要
2. 削減の実績
3. クレジット発行・取引の実績
4. 取引価格（査定結果）
5. 会計、税務について

An aerial photograph of a city, likely Tokyo, showing a dense urban landscape with numerous skyscrapers and residential buildings. A large, lush green park area is visible in the lower half of the image. The title '1. 制度の概要' is overlaid on a semi-transparent white rectangular box in the center of the image.

# 1. 制度の概要

# 総量削減義務と排出量取引制度の概要

■業務部門を対象にした世界で初めての都市型キャップ・アンド・トレード制度

■都内大規模事業所に対し、CO<sub>2</sub>排出量の総量削減を義務付けるとともに、排出量取引により他の事業所の削減量等を取得して、義務履行が可能な制度

対象範囲	前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で1500 kℓ以上の約1300事業所 ・オフィスビル等の業務部門：約8割 ・工場等の産業部門：約2割
総量削減義務の対象者	対象となる事業所の所有者。ただし、届出があれば、所有者に代わって、又は所有者と共同で義務者となることができる。 * 一定規模以上のテナント事業者も義務者となることも可能
削減計画期間	5年間 第一計画期間:2010～2014年度 第二計画期間:2015～2019年度 排出量の把握と報告書の提出：毎年
削減義務対象ガス	燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO <sub>2</sub>

事業所単位

## 削減義務率（第一計画期間）

区 分		削減義務率
I -1	オフィスビル等※ <sup>1</sup> と地域冷暖房施設 （「区分 I -2」に該当するものを除く。）	8%
I -2	オフィスビル等※ <sup>1</sup> のうち、 地域冷暖房等を多く利用している※ <sup>2</sup> 事業所	6%
II	区分 I -1、区分 I -2以外の事業所（工場等※ <sup>3</sup> ）	6%

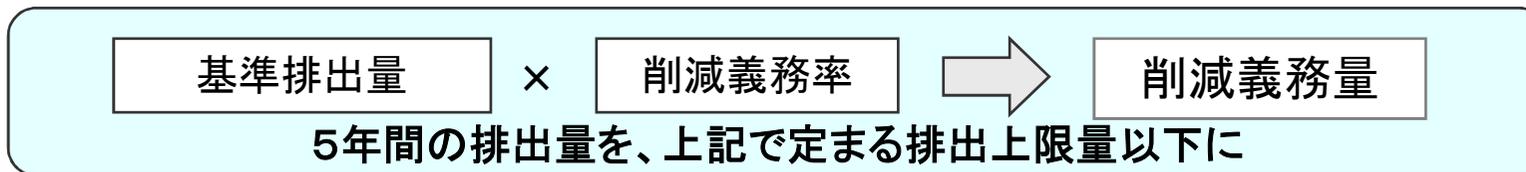
※<sup>1</sup> オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、宿泊施設、教育施設、医療施設等

※<sup>2</sup> 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上

※<sup>3</sup> 工場、上下水施設、廃棄物処理施設等

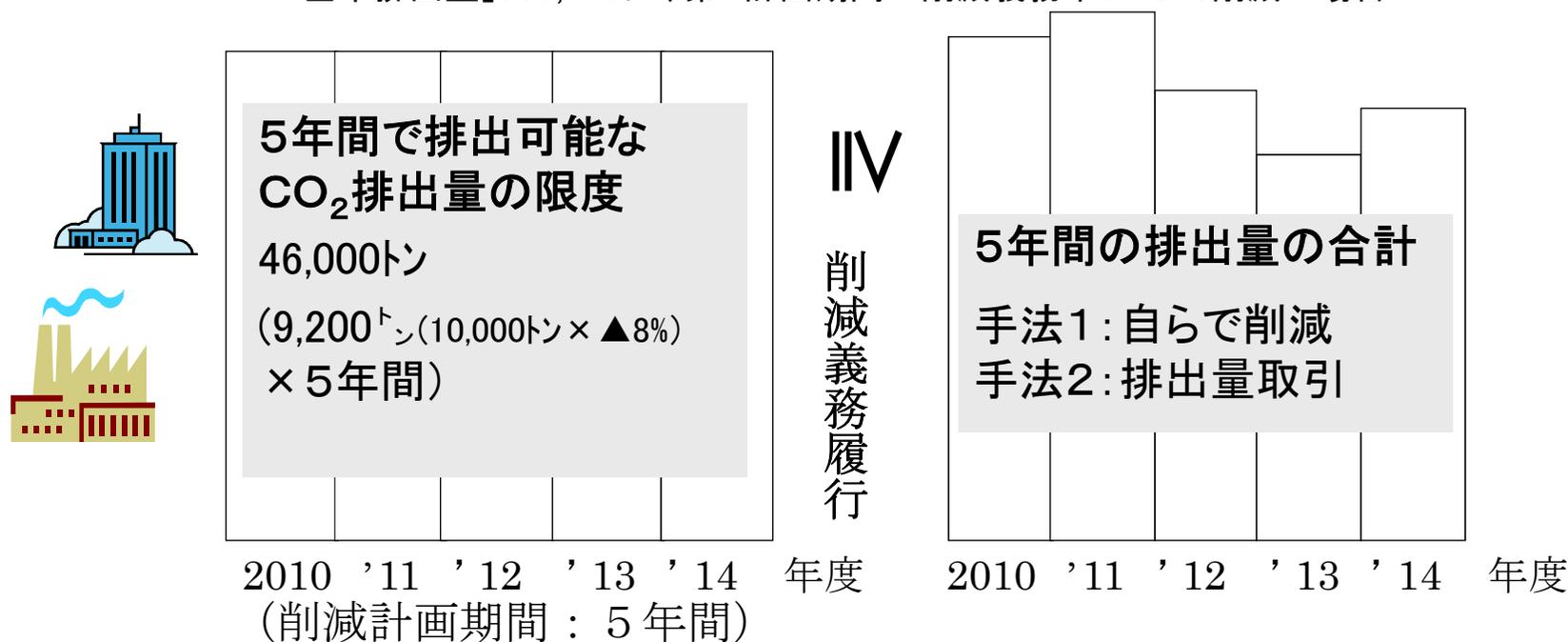
- ・地球温暖化対策推進の程度が極めて優れた事業所  
⇒ **トップレベル事業所**に認定（削減義務率を**1/2**に減）
- ・地球温暖化対策推進の程度が特に優れた事業所  
⇒ **準トップレベル事業所**に認定（削減義務率を**3/4**に減）

# 総量削減義務の内容



- 基準排出量：2002年度から2007年度までの間のいずれか連続する3か年度の平均値**  
 （どの3か年度とするかは、事業者が選択可能。ただし、その年度の排出量について、登録検証機関の検証が必要）

—「基準排出量」: 10,000トン、第1計画期間の削減義務率: ▲8%削減の場合—





# 総量削減義務の履行手段

## 1 自らの事業所で削減

高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進 など

## 2 排出量取引 都基準によりクレジット化した削減量を取引で取得

- ①超過削減量：対象事業所が義務量を超えて削減した量
- ②中小クレジット：都内中小規模事業所において認定基準に基づく対策による削減量
- ③再エネクレジット：再生可能エネルギー環境価値（①その他削減量：グリーンエネルギー証書又はRPS法における新エネルギー相当量などの既存制度による環境価値 ②環境価値換算量：都が認定する設備により創出された環境価値）
- ④都外クレジット：都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量（削減義務量相当を超えた量に限る）
- ⑤埼玉連携クレジット：埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定される超過削減量、中小クレジット



## 削減量口座簿と管理口座の種類

- クレジット等の発行、取引の記録等を管理するための仕組み（電子システム）として、都が「削減量口座簿」を整備
- 口座簿の記録は、事業者の申請等に基づき都が行う。
- 口座簿には、事業者用として、次の2種類の口座がある。

- **指定管理口座**

義務履行に向けた状況を記録する口座  
(指定地球温暖化対策事業所ごとに一つ、必ず開設する)

- **一般管理口座**

取引対象となるクレジット等の資産について、  
取引参加者ごとの所有状況を記録する口座  
(取引へ参加する者は全員、開設する)

削減義務は事業所単位でかかることと、取引主体は法人単位になることを、2種類の口座を作ることで整理

※その他、対象事業所の義務充当の記録等を行う制度運用のための知事の管理口座がある。8

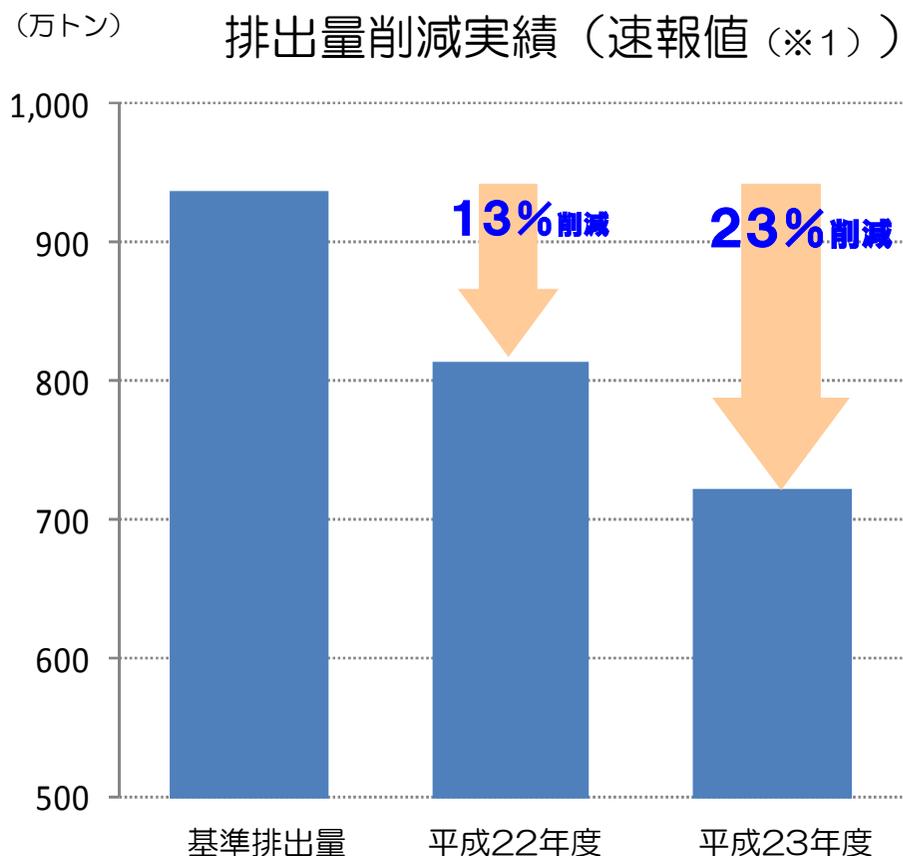
An aerial photograph of a city, likely Tokyo, showing a dense urban landscape with numerous skyscrapers and residential buildings. A semi-transparent white rectangular box is overlaid in the center of the image, containing the text '2. 削減の実績'. The background is slightly hazy, suggesting a clear but bright day.

## 2. 削減の実績

# 制度開始2年目(平成23年度)の削減実績

## ■平成23年度(2011年度)の削減実績

- 大規模事業所の平成23年度の排出量は、基準排出量(※2)と比べて約23%の削減。
- 対象事業所で震災後の節電の取組が進んだことと、震災前から本制度に対応するため取組体制等が整っていたことにより大幅な削減が実現した。



(※1) 速報値：対象事業所数1,392のうち、集計の完了した934(約67%)の地球温暖化対策計画書(平成24年11月末 現在)の速報

(※2) 基準排出量：事業所が選択した平成14年度から19年度までの間のいずれか連続する3か年度排出量の平均値

An aerial photograph of a city, likely Tokyo, showing a dense urban landscape with numerous skyscrapers and residential buildings. A large, lush green park is visible in the lower center of the image. The sky is hazy, suggesting a clear day with some atmospheric haze. A semi-transparent white box is overlaid on the center of the image, containing the title text.

### 3. クレジット発行・取引の実績

# オフセットクレジットの事前申請状況

都内中小クレジット、再エネクレジット（環境価値換算量）、都外クレジットの3つの合計で、**約25万t-CO<sub>2</sub>**の創出が見込まれる。

※一部は、第2計画期間になってからクレジット化される

## ＜オフセットクレジットの事前申請状況＞（2012.9.30 時点）

都内中小クレジット	<b>94,885t-CO<sub>2</sub></b> ※5年間合計（457件）	
再エネクレジット （環境価値換算量）	太陽光	<b>3,140kW</b> （6件）
	特定バイオマス	<b>990kW</b> （1件）
	水力 <sub>(1,000kW以下)</sub>	<b>90kW</b> （1件）
	水力 <sub>(1,000kW超10,000kW以下)</sub>	<b>13,300kW</b> （2件）
	<b>計62,000t-CO<sub>2</sub></b> ※5年間合計、都独自推計	
都外クレジット	<b>96,717t-CO<sub>2</sub></b> ※5年間合計（11件）	

（参考）その他ガス削減量：**402,505t-CO<sub>2</sub>**（11件）

※実際の発行量は排出（発電）実績等により変動する。

# クレジットの発行状況

(2013.1.31 時点)

クレジット種類	平成23年度	平成24年度	合計
超過削減量	0t-CO <sub>2</sub> (0件)	6,739t-CO <sub>2</sub> (10件)	6,739t-CO <sub>2</sub> (10件)
都内中小クレジット	117t-CO <sub>2</sub> (3件)	404t-CO <sub>2</sub> (5件)	462t-CO <sub>2</sub> (8件)
再エネクレジット (環境価値換算量)	7,285t-CO <sub>2</sub> (1件)	7,423t-CO <sub>2</sub> (1件)	14,708t-CO <sub>2</sub> (2件)
再エネクレジット (その他削減量)	39,244t-CO <sub>2</sub> (22件)	21,756t-CO <sub>2</sub> (10件)	61,000t-CO <sub>2</sub> (32件)
合計	46,646t-CO <sub>2</sub> (26件)	36,322t-CO <sub>2</sub> (26件)	82,968t-CO <sub>2</sub> (52件)

# クレジットの取引状況

(2013.1.31 時点)

移転の種類	平成23年度	平成24年度	合計
指定管理口座から一般管理口座への移転	0t-CO <sub>2</sub> (0件)	4,353t-CO <sub>2</sub> (6件)	4,353t-CO <sub>2</sub> (6件)
一般管理口座間の移転※	20,576t-CO <sub>2</sub> (4件)	19,380t-CO <sub>2</sub> (5件)	39,956t-CO <sub>2</sub> (9件)
一般管理口座から指定管理口座への移転	6,670t-CO <sub>2</sub> (3件)	1,265t-CO <sub>2</sub> (1件)	7,935t-CO <sub>2</sub> (4件)
義務充当	2,095t-CO <sub>2</sub> (1件)	5,840t-CO <sub>2</sub> (3件)	7,935t-CO <sub>2</sub> (4件)
合計	29,341t-CO <sub>2</sub> (8件)	30,838t-CO <sub>2</sub> (15件)	60,179t-CO <sub>2</sub> (23件)

※一般管理口座間の移転：クレジットの所有者が変わる一般的な排出量取引

An aerial photograph of a city, likely Tokyo, showing a dense urban landscape with numerous skyscrapers and residential buildings. A large, lush green park is visible in the lower half of the image. The text '4. 取引価格（査定結果）' is overlaid in the center of the image.

## 4. 取引価格（査定結果）



# 査定結果

別紙「総量削減義務と排出量取引制度 取引価格の査定結果について」参照

再エネクレジット 9,200円～10,500円（税抜）  
超過削減量 8,700円～9,900円（税抜）

査定主体：アーガス・メディア・リミテッド(Argus Media Limited)

査定時期：平成24年10月

（制度対象事業者、グリーン電力証書発行事業者、取引仲介事業者等13社へのヒアリング調査を実施）

※調査員によるヒアリング調査で収集された情報を基に、査定者が「標準的な取引」の価格を推定するもので、実際の取引価格の統計ではなく、また適正な取引価格を決定するものでもない。

An aerial photograph of a city, likely Tokyo, showing a dense urban landscape with numerous skyscrapers and a large green park area in the center. The text '5. 会計、税務について' is overlaid on a semi-transparent white box in the middle of the image.

## 5. 会計、税務について



# 都の排出量取引における会計処理 (企業会計基準委員会での整理)

## 削減計画期間中における超過削減量の取得時

会計処理は行わない(仕訳なし)

## 超過削減量の売却時

仮受金(未決算)として処理し、削減義務の達成が確実と見込まれた時点で利益に振り替える。

## クレジット等の購入時

- ・削減義務者が義務履行目的で購入する場合は、「無形固定資産」又は「投資その他の資産」
- ・第三者に販売する目的で購入する場合は、「棚卸資産」

## 引当金の計上

削減義務の未達が見込まれる場合には、一般的な会計基準に従って引当金を計上する。

## クレジット等の指定管理口座への移転時

一般管理口座から指定管理口座へ移転した時点で費用とする。

## 偶発債務の注記

重要性がある場合には偶発債務の注記が必要と考えられる。

# 都の排出量取引における税務処理 (都からの照会に対する 東京国税局の回答)

※別紙「東京都条例に基づく排出削減義務制度における排出量取引に係る税務上の取扱いについて（照会）【抜粋】」参照

## 税務上の取扱いのポイント～法人税

**ア 義務充当口座に移転したときに、損金の額に算入**

(会計) 一般管理口座から指定管理口座へ移転した時点で費用とする。

**イ 損金の額は、義務充當時の帳簿価額  
ウ (クレジット取得時に、取得に要した費用を計上)**

**エ 第三者への売却時は、無形固定資産等の売却処理  
オ (譲渡原価は売却時帳簿価額、自らの超過の場合はゼロ)**

(会計) 仮受金(未決算)として処理し、削減義務の達成が確実と見込まれた時点で利益に振り替える。

# 都の排出量取引における税務処理 (都からの照会に対する 東京国税局の回答)

※別紙「東京都条例に基づく排出削減義務制度における排出量取引に係る税務上の取扱いについて（照会）【抜粋】」参照

## 税務上の取扱いのポイント～消費税

他の事業者との売買は、消費税の対象とする。

カ 他の者から購入する場合→課税仕入れ

キ 他の者へ売却する場合→課税売上げ

照会範囲は、超過削減量、都内中小クレジット、都外クレジット、再エネクレジット（環境価値換算量）、東京都環境公社が販売する再エネクレジット（グリーン電力証書を変換したもの）の取引に限定されている。

一般的なグリーン電力証書を変換した再エネクレジットの取引の税務上の取扱いについては、引き続き東京国税局と調整中

低炭素・高度防災都市の実現を目指して

